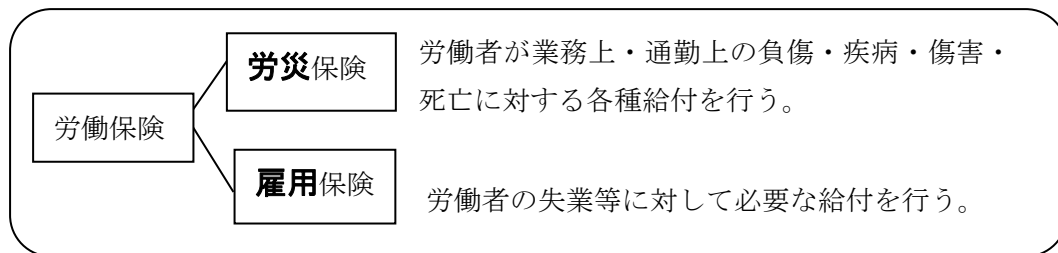


労働保険の手続き、相談は安心・便利な社労士へ！

労働保険事務組合加入のすすめ

◎ **一人でも人を雇えば労働保険 =法律で加入義務があります=**

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したものをいいます。



労働保険は、商業・サービス業・建設業をはじめ、一人でも労働者を雇用する事業は、加入が法律により義務づけられていますが、複雑・面倒な各種手続はすべて事務組合が代わって行います。当事務組合は、専門家である社会保険労務士が、採用から退職まで労務全般にわたり相談に応じますので安心です。

◎ **労働保険事務組合が事業主に代わって行う業務**

- ・労働保険への加入手続
- ・労働保険の申請と納付に関する事務
- ・労働保険へ事業主等の特別加入の申請
- ・雇用保険の被保険者に関する事務
- ・その他労働保険についての申請・届出・報告などに関する事務

◎ **事務組合への事務委託の利点**

労働保険事務組合へ事務委託を行うことにより事業主の方に以下のメリットがあります。

一般的な労働保険	事務委託することのメリット
年1回の労働保険料の納入 (納入額が大きい)	労働保険料を年3回に分けて納入できる。 (1回の納入額が小さい)
事業主は労働保険に加入できず、各種の補償が受けられない。	事業主や役員、家族従業員も加入でき(特別加入)、各種補償が受けられる。
法律に基づく複雑な事務処理を行わなければならない。	事務処理は事務組合が一括して行い、労働保険に関する様々な相談ができる。

【中小事業主の労災保険「特別加入」について】

事業主の方が仕事や通勤が原因で病気や怪我のときに、治療費はかからず、休業補償として給付基礎日額の8割が受けることができます。給付基礎日額は25,000円～3,500円の範囲で自分で決めることができ、支払い保険料は給付基礎日額により決まります。

この他遺族補償給付、傷害補償給付等事業主の方への補償があります。例えば、事業主の給付基礎日額が10,000円で仕事の原因で怪我をしたとき、治療費はかからず、休業補償給付は1日8,000円ということになり、怪我が治るまで補償が受けられます。

【事務組合会費及び手数料】 (新規成立の場合は別途20,000円 消費税別途)

《雇用保険》		《労災保険》	
被保険者数(人)	年間手数料	一般の事業	年間手数料
1～4	60,000	労災のみ	60,000
5～9	90,000	建設の事業	年間手数料
10～14	120,000	元請 24件以下	40,000
15～19	150,000	元請 25～48件	60,000
20～24	200,000	元請 49件以上	別途協議
25～30	240,000	事務所労災のみ	30,000
31以上	別途協議		

1. 労災・雇用保険両方が適用される場合、雇用保険の金額となります。
2. 建設業の年間手数料は「雇用保険+労災(元請数)」の合計となります。
3. 各種助成金、雇用継続及び育休給付金等の申請、調査立会は別途料金です。

その他「建設業一人親方」、「指定農業機械作業従事者」の労災も加入できます。

ご不明な点は当事務組合までお気軽にお問い合わせください。

厚生労働省認可団体 《労働保険事務組合》
労働社会保険普及協会
 理事長 曾我 浩
 社会保険労務士
 千葉県花見川区幕張本郷1-11-3 ワコービル2F
 電話 043-275-1757 FAX043-275-1758